

平成 30 年 11 月 5 日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会  
委員長 関 矢 孝 夫

### 議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 平成 30 年第 4 回魚沼市議会定例会について  
(2) 第 3 回定例会の課題について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 11 月 5 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
第 4 回定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり 12 月 5 日とし、会期は 12 月 21 日までの 17 日間とした。  
審議予定については、別紙「平成 30 年第 4 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。  
一般質問の取り扱いについては、別紙「平成 30 年第 4 回（12 月）定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は 11 月 27 日正午とした。  
第 3 回定例会の課題のうち、陳情書の取り扱いについては次回への継続調査とし、委員長報告に対する質疑への答弁については丁寧な説明に徹することを全員協議会で周知することとした。  
その他で、議場・委員会室への携帯電話の持ち込みは禁止することとした。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

(1) 平成 30 年第 4 回魚沼市議会定例会について

(2) 第 3 回定例会の課題について

(3) その他

2 日 時 平成 30 年 11 月 5 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、  
大屋角政、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務課長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

関矢委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

### (1) 平成 30 年第 4 回魚沼市議会定例会について

関矢委員長 日程第 1、平成 30 年第 4 回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。

(1) 招集期日について、執行部から説明をお願いします。

佐藤市長 招集期日については、12 月 5 日で調整をお願いしたいと思います。

関矢委員長 ただいま説明のあった招集期日について、ご異議ありませんか。(異議なし)  
異議なしと認めます。よって、説明のとおり 12 月 5 日、水曜日と決定しました。

(2) 会期及び会議予定について、事務局長に説明させます。

櫻井議会事務局長 (資料「平成 30 年第 4 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)」  
により説明)

関矢委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。(なし) なければ、質疑を終  
結いたします。お諮りします。会期については、12 月 5 日から 12 月 21 日までの 17 日間  
とし、会議予定は平成 30 年第 4 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案) のとお

りとすることにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、会期は12月5日から12月21日までの17日間とし、会議予定は、別紙、平成30年第4回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)のとおりとすることに決定いたしました。

次に、(3)一般質問について、事務局長に説明をさせます。

櫻井議会事務局長 (資料「平成30年第4回(12月)定例会一般質問の取扱いについて(案)」により説明)

関矢委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。お諮りします。一般質問については、通告期限を11月27日、火曜日、正午とするほか、別紙、平成30年第4回(12月)定例会一般質問の取扱いについて(案)のとおりとすることにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、平成30年第4回(12月)定例会一般質問の取扱いについて(案)のとおりとすることに決定いたしました。

## (2) 第3回定例会の課題について

関矢委員長 続いて、日程第2、第3回定例会の課題についてを議題とします。

この後の日程は主に委員会内部の調整等になりますので、ここで執行部から報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければこれで執行部は退席としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、執行部で協議、報告事項はありますか。

佐藤市長 特にありません。

関矢委員長 委員の皆さんから執行部に対し何かありませんか。(なし) なければ、これで執行部からは退席いただきます。しばらくの間休憩とします。

休 憩 (10:06)

執行部退席

再 開 (10:06)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開します。定例会の課題について、配付資料がありますので、事務局から説明を求めます。

櫻井議会事務局長 (資料「平成30年第3回定例会の課題について」により説明)

磯部議会事務局長次長 (資料「平成30年第3回定例会の課題について《近隣市の状況》」により説明)

関矢委員長 ただいま説明が終わりました。課題として提案された2項目につきまして、全員協議会の中で説明をしておりますけれども、補足して説明することがありますか。(なし) 今の課題について、各会派の代表がいますので質疑のある方はお願いいたします。事務局の説明についての質疑でもよろしいです。

渡辺委員 まず、陳情書の取扱いのところで、南魚沼市は議長に報告するのみということ

ですので、これは当然、議員が一切そういう陳情が来たことがわからないということに、この配付のみというのはそういうことになるのでしょうか。

磯部議会事務局次長 そのようです。

渡辺委員 魚沼市の場合は詳細な会議録が出ていますけれども、調べていただいた近隣他市で魚沼市のような会議録を作成しているところはありませんでしょうか。

磯部議会事務局次長 失礼しました。その前提を申し上げるのを忘れてましたが、いずれも会議録を報告の時までに用意しているところはありませんでした。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、ここで質疑を終わりたいと思います。順次皆さんからご意見を伺いたいと思いますので、これから自由討議とさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。(異議なし) しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:14)

休憩中に自由討議

<陳情書の取り扱いについて>

- ・今回のようなことを避けるために、説明を求められる方法を考えるか、十日町市あたりの方法がいいのではないか。
- ・議会として市民に対して誠意を示していかなければならないという場面においては、現行のままやるのが一番いいと思う。
- ・基本的には現状どおりで、持参した陳情者・団体、代理人が来た場合、陳情を扱う委員会で説明ができる陳情者についてはそういう申請をしてもらおう形でやったらどうか。できない団体は今までどおり委員会付託する。郵送は扱わない。
- ・議会として丁寧に対応するには、持参した場合については今までどおり扱うことがいいと思う。郵送については、文書配付のみが妥当と思う。
- ・参考人として委員会に招致するには、委員会日程が決まっていないとか、日程が合わないこともある。紹介議員を立てなくていいとはいえ、何らかの形で確認ができるよう、提出の際に説明ができるか事務局で聞いてもらって受けとる。
- ・立川市議会は請願についても、当日、趣旨説明ができる方については議会にあげる。できない方は文書配付という取り扱いをしている。
- ・意見書をあげてほしいという、請願と同じような内容の陳情であると、質疑ができないものの意見書を作るのは難しい。
- ・委員会重視の魚沼市議会では、委員会がそれを判断すればいい。一度委員会付託を受けた陳情書に対して、委員会が説明者の出席を求めて、来られないのであればその枠の中で判断するしかない。わからなければ否決という感じでいた。
- ・どれが市民にとって誠意のある方法なのか、いろいろな意見を聞いていると現状で判断をつけかねる。持ち帰り会派の中で協議したい。
- ・丁寧にということであれば、陳情者が説明できる制度があることを伝えてもらいたい。
- ・説明に来られないから配付のみ、というのも疑問が残る。
- ・慎重に審議しなければならない問題であるので、次回に持ち越す。

<委員長報告に対する質疑への答弁について>

- ・ある程度、丁寧な説明、場における雰囲気や、委員長としてどう受け止めていたかくらいの話はしてもらったほうがいいのではないかと。
- ・委員長報告は、委員会の中での経緯や結果を発言する場所であって、委員長の意見を述べる場所ではないと参考文献に書いてある。そういう範囲の中で質疑、答弁すべき。
- ・休憩中の調査や審査のいきさつ等について質疑の中で聞かれれば、経過は委員長として若干説明をしていただきたい。
- ・最近、休憩中の自由討議の要点を箇条書きするようになったので、多少わかるようになった。会議録がなければ、なお質疑をして聞きたいところもある。その辺は丁寧にすべきかもしれない。
- ・会議録のないものについては説明が必要だが、会議録があって休憩中の要点も入れれば、それ以上のものは必要ない。
- ・休憩中の雰囲気や概ねこういう意見だったくらいの話は、委員長の裁量で答弁していただければいいと思う。
- ・委員会の中で質疑されたこと、決められたことの丁寧な説明をする。

再 開 (10:36)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。第3回定例会の課題について、1番目の陳情の取り扱いについては、この次の委員会までの継続ということにさせていただきます。2番目の委員長報告に対する質疑への答弁につきましては、全文会議録に載っておりますが、委員会内で質疑されたことまたは決められたことについて、委員長は丁寧な説明に徹するというにまとめさせていただきますが、よろしいでしょうか。(異議なし) 以上のようにまとめさせていただきます。2項目については全員協議会の場で全議員に周知したいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

### (3) その他

関矢委員長 日程第3、その他を議題とします。委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。(なし) ないようでしたら、私から1点お願いをいたします。前回の全協で議長より提案がありました、今定例会から議場、委員会室への携帯電話の持ち込みを禁止といたします。各会派または委員の皆さんに御周知いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) 本日の会議録の作成については委員長に一任願います。本日の議会運営委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (10:38)